

令和 5 年度

大田市財政健全化審査意見書
公営企業会計経営健全化審査意見書

大田市監査委員

監 第 4 2 号

令和6年8月20日

大田市長 楫野弘和様

大田市監査委員 富田正治

大田市監査委員 月森和弘

令和5年度大田市財政健全化審査意見及び
公営企業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度大田市財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、並びに公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、別紙のとおり意見を付して提出します。

【 目 次 】

第1. 審 査 の 対 象	1
第2. 審 査 の 期 間	1
第3. 審 査 の 概 要	1
第4. 審 査 の 結 果	1
(1) 総 合 意 見	1
(2) 個 別 意 見	2
(3) 是正改善を要する事項	4

令和5年度大田市財政健全化及び 公営企業会計経営健全化審査意見書

第1. 審査の対象

令和5年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。

第2. 審査の期間

令和6年7月16日から令和6年8月20日まで

第3. 審査の概要

この審査に当たっては、大田市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、並びに資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、計数の確認を行うとともに、担当者の説明を聴取し審査した。

第4. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された以下の健全化判断比率及び資金不足比率、並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められる。

次に、健全化判断比率については、実質赤字比率及び連結実質赤字比率においては、いずれも赤字額はなく、比率算定の要件に該当しなかった。実質公債費比率及び将来負担比率においても、早期健全化基準を下回っている。

また、3公営企業（水道事業・病院事業・下水道事業）、及び令和6年度から公営企業（下水道事業）に移行されるため打ち切り決算とされた生活排水処理事業並びに農業集落排水事業、及び大田市駅周辺土地区画整理事業の3つの法非適用特別会計については、ともに資金不足額はない。

以上のことから、財政運営は適正に行われていると認められる。

国の経済対策により、新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰対策が講じられたことから、市税収入の改善がみられるなど、市民生活や地域経済活動などは徐々に回復傾向がみられるところではある。

少子高齢化や人口減少が進む中であって、情勢変化や諸課題に柔軟に対応できる「持続可能なまちづくり」を進めることとして、学校・子育て支援施設、市役所

新庁舎の整備などの取組や大田市駅前周辺東側土地区画整理事業などのプロジェクト事業の推進を図るためにも、より一層徹底した事務事業の選択と集中や適切な歳入確保に努めるとともに、将来を見据えた健全な長期的財政運営を推進されるよう望むものである。

○ 健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	財政再生基準	令和4年度	令和4年度早期健全化基準
①実質赤字比率	-	12.93	20.00	-	12.94
②連結実質赤字比率	-	17.93	30.00	-	17.94
③実質公債費比率	10.8	25.00	35.00	11.1	25.00
④将来負担比率	65.5	350.0		68.3	350.0

○ 資金不足比率

(単位：%)

資金不足比率	令和5年度	経営健全化基準	財政再生基準	令和4年度
生活排水処理事業	-	20.0		-
農業集落排水事業	-			-
大田市駅前周辺土地区画整理事業	-			-
水道事業	-			-
病院事業	-			-
下水道事業	-			-

(2) 個別意見

○健全化判断比率

①実質赤字比率

普通会計における実質収支額は、453,783千円の黒字であることから、算定すべき要件に該当していない。

なお、黒字額は前年度より132,952千円減少している。

②連結実質赤字比率

普通会計及びその他7特別会計の実質収支額と3公営企業会計(水道事業・病院事業・下水道事業)における資金不足額・剰余金(連結実質赤字額){流動資産－

控除財源等－（流動負債－控除企業債等）－算入地方債の現在高} の合計額は、2,471,373千円の黒字であることから、算定すべき要件に該当していない。

なお、黒字額は、前年度より365,789千円減少している。

内訳としては、普通会計で132,952千円の減少、国民健康保険事業を含め7特別会計で1,482千円の減少、及び3公営企業会計で231,355千円の減少となっている。

③実質公債費比率

実質公債費比率は、令和5年単年度は10.0%（令和4年度10.6%、令和3年度11.8%）で、3ヶ年平均では前年度から0.3ポイント下がり10.8%で、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

普通会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の合計額（公債費等）から特定財源及び公債費等に係る基準財政需要額算入額を控除した額が減少したことなどから、分子が64,988千円（前年度比5.7ポイント）減となり、また、分母も標準財政規模（基準財政需要額に算入された公債費等を除く）の増などに伴い、35,293千円（前年度比0.3ポイント）増となったことにより、単年度の比率は低下することとなった。

また、3ヶ年平均が前年度から0.3ポイント下がった要因は、令和5年度の単年度（10.0%）の数値が3ヶ年の中で最も低い数値となったこと、前年度の3ヶ年平均の数値の中で高かった令和2年度（12.7%）の数値が除かれたことによる。

④将来負担比率

普通会計が将来負担すべき額から、充当可能な基金等の財源を控除した実質的な負担額の標準財政規模（基準財政需要額に算入された公債費等を除く）に対する比率は65.5%（前年度68.3%）で前年度比2.8ポイント低下しており、早期健全化基準350.0%を下回っている。

なお、前年度より2.8ポイント下がった主な要因は、分子の算定において、将来負担額が普通会計以外の会計の地方債元金償還にあてる普通会計からの繰入見込額が増となったものの、普通会計の地方債現在高などが減となったことなどから前年度と比べ871,229千円（1.8%）減となったこと、控除する地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額が減となったものの、充当可能基金額や特定財源見込額が、それぞれ増となったことなどにより、分子の将来負担の額が減となったこと、また、分母の額が標準財政規模の増加などにより前年度と比べ35,293千円（0.3%）増となったことによる。

○資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率であり、法非適用3会計においては、翌年度から公営企業に統合され打ち切り決算となった生活排水処理事業は67,210千円、同じく農業集落排水事業は9,461千円と実質収支はいずれも黒字、また、大田市駅周辺土地区画整理事業は、実質収支額は0千円と収支の均衡が保たれており、資金不足となっていないことから算定すべき要件に該当しない。

次に、3公営企業（水道事業、病院事業、下水道事業）における正味資本は、水道事業が437,805千円（前年度比較81,513千円の減少）で、病院事業は1,021,158千円（前年度比較227,518千円の減少）で、下水道事業が260,245千円（前年度比較77,676千円の増加）であり、資金不足となっていないことから、算定すべき要件に該当しない。

なお、法非適用の3特別会計に対する一般会計からの繰入金の総額は、打ち切り決算とされたことや事業費の増減などから生活排水処理事業を除き減少している。

（3）是正改善を要する事項

特に指摘する事項はないが、各指標の分析をもとに、その変動要因の把握に努められ、適切な財政運営に取り組まれない。